

和歌山ビッグウェーブ料金表

(公財)和歌山県スポーツ振興財団

1. 利用時間 9時から21時まで
2. 休館日 年末年始(12/29～1/3)

(単価：円)

種別			全日利用	利用料金及び利用区分					超過利用料 (1時間に付)	
				9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00		
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツ・レクリエーション	平日	38,400	11,800	15,740	20,460	24,780	32,580	4,730
			土日祝日	46,080	14,150	18,880	24,550	29,740	39,080	5,650
		式典・集会	平日	96,000	29,500	39,340	51,150	61,970	81,440	11,800
			土日祝日	115,200	35,410	47,210	61,380	74,350	97,740	14,160
	見本市・展示会	平日	143,980	44,240	59,020	76,720	92,930	122,160	17,700	
		土日祝日	172,780	53,090	70,830	92,070	111,520	146,590	21,230	
	入場料等を徴収する場合	1,000円未満	平日	143,980	44,240	59,020	76,720	92,930	122,160	17,700
			土日祝日	172,780	53,090	70,830	92,070	111,520	146,590	21,230
		1,000円以上	平日	239,970	73,740	98,360	127,870	154,890	203,620	29,500
			土日祝日	287,970	88,490	118,040	153,440	185,870	244,330	35,400
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツ・レクリエーション	平日	16,710	5,140	6,850	8,910	10,780	14,190	2,060
			土日祝日	20,060	6,160	8,210	10,690	12,940	17,030	2,470
		式典・集会	平日	66,840	20,530	27,410	35,620	43,140	56,720	8,200
			土日祝日	80,210	24,630	32,880	42,750	51,770	68,060	9,860
	見本市・展示会	平日	100,260	30,800	41,100	53,430	64,710	85,090	12,320	
		土日祝日	120,320	36,950	49,320	64,130	77,650	102,100	14,780	
	入場料等を徴収する場合	スポーツ・レクリエーション	平日	41,780	12,840	17,120	22,260	26,970	35,450	5,140
			土日祝日	50,130	15,410	20,550	26,730	32,360	42,540	6,160
		スポーツ・レクリエーション以外	平日	167,100	51,330	68,500	89,050	107,840	141,800	20,530
			土日祝日	200,520	61,590	82,200	106,870	129,410	170,160	24,630
武道場	平日	15,260	4,690	6,250	8,130	9,860	12,940	1,870		
	土日祝日	18,310	5,620	7,510	9,750	11,830	15,540	2,250		

メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場(和歌山ビッグウェーブ)の利用料には、すべて消費税を含んでいます。

備考

- 1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を事前準備又は原状回復のために利用する場合(催物を行う日において事前準備又は原状回復のために、利用する場合を除く)の利用料金(超過時間にかかる利用料金を除く)の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 3 メインアリーナをスポーツ・レクリエーション等に利用する場合(入場料等を徴収しない場合にかぎる)において、その一部を利用するときの利用料金の額は、その利用床面積に応じ、この表の定める利用料金の額の2分の1または、3分の1の額とする。
- 4 サブアリーナをスポーツレクリエーション等に利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る)及び武道場において、その床面積の半分を利用する時の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 5 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を小学校の児童若しくは、中学校、高等学校もしくは、中等教育学校の生徒、またはこれらに準ずるとみとめられる者が利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る)における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 6 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実績相当額を徴収する。
- 7 メインアリーナ及びサブアリーナを利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 8 「休日」とは、国民の祝日に関する、法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日という。

2014.04.01

附属設備利用料金表

(単位：円)

種別		利用単位	利用可能数	利用料
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間		6,990
	サブアリーナ	1時間		1,850
	武道場	1時間		1,330
舞台設備	観覧席(88人掛け)	17°ロック1日		10,530
	観覧席(88人掛け) ※7ヶ月以上連続利用無料	17°ロック1日		5,265
	観覧席(33人掛け)	17°ロック1日		3,930
	観覧席(33人掛け) ※7ヶ月以上連続利用無料	17°ロック1日		1,965
	移動席	1脚1日	500脚	30
	移動舞台装置	1式1日	1式	6,520
	演台	1組1日	1組	760
音響設備	ワイヤレスマイク	1本1日	3本	510
	プロジェクター スクリーン	1組1日	1組	1,370
	CDデッキ	1台1日	1台	630
体育器具	電光表示板(多目的)	1台1日	4台	1,590
	バスケットボール用具	1組1日	2組	1,940
	フェンシング用具	1組1日	14組	2,090
	ハンドボールゴール・ネット	1組1日	1組	430
	バレーボール用具(6人制)	1組1日	4組	460
	バレーボール用具(9人制)	1組1日	4組	440
	ソフトバレーボール用具	1組1日	9組	70
	バレーボール審判台(公式用)	1台1日	1台	160
	バレーボール審判台(練習用)	1台1日	3台	40
	硬式テニス用具	1組1日	3組	300
	ソフトテニス用具	1組1日	3組	200
	バドミントン用具	1組1日	12組	540
	卓球用具	1組1日	24組	210
	柔道畳(電動収納畳)	1台1日	4台	3,340
	柔道対戦ボード・タイマー	1組1日	4組	410
剣道対戦ボード・判定マーク	1組1日	4組	490	
空手フロアマット・電光表示板	1組1日	4組	3,240	
レスリング用具	1組1日	2組	2,220	
サッカー(フットサル)ゴール・ネット	1組1日	1組	320	
ウエイトリフティングプラットフォーム(公式用)	1台1日	1台	770	
ウエイトリフティングプラットフォーム(練習用)	1台1日	2台	210	

- 備考
- ① 利用時間が1時間に満たない時、又は利用時間に1日に満たない端数がある時は、1日として計算する。
 - ② 利用時間が1時間に満たない時、又は利用時間に1時間に満たない端数がある時は、1時間として計算する。
 - ③ この表の利用料金の金額には、附属設備の設置、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。